

一般競争見積公告(製造請負工事)

次のとおり一般競争見積に付します。

令和8年8月5日

(事業実施主体)
秋田おぼこ農業協同組合
代表理事組合長 齊藤 武志



1. 競争見積に付する事項

- 事業主体：秋田おぼこ農業協同組合
- 補助事業名：新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- 工事名：共同乾燥施設の再編に係る補助事業対象工事(神岡CE)
- 工事場所：秋田県大仙市北楯岡字上龍蔵台191-1
- 工事概要：設備機器増強工事(粃招調製設備、フレコン計量機、全自動自主検査設備、湿式集塵装置)
- 工期：着工：令和8年9月中旬
(予定) 完成：令和11年2月末
引渡し：令和11年2月末
※各年度において工事休止期間あり
- 工事請負契約締結：本事業は、施工管理を含め、施主代行をJA全農に委託して行なう。よって、JA全農所定の工事指図書(工事請負契約款添付)、工事受注確認書により、JA全農と契約する。
- 見積事項：製造請負工事請負金額一式

2. 競争参加資格

- 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。(別紙「申立書」を提出すること)
- 経常利益が直近3カ年間連続赤字ではない者であること。
- 機械器具設置業の建設業許可を受けていること。
- 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の機械器具設置業に係る評点Pが649点以上であること。
- 再生・更生手続をおこなったものでないこと(手続終結後10カ年経過した者を除く)。
- 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本工事のおこなわれる当該地域において行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- 過去1年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない(又は関与していた)ことを申し立てること。
- 対象工事と同種の工事の元請施工実績があること。なお、実績の対象期間は過去5年分まで認める。JVの場合は出資比率が20%以上の工事に限って認める。
- 緊急の不具合時にすみやかに対応できるアフターメンテナンス体制を有していること。
- 次の基準を満たす配置技術者を配置できること。
工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして必ず主任技術者を配置すること(建設業法第26条第1項)。
また発注者から直接工事を請け負い、5,000万円以上を下請契約する場合は主任技術者にかえて監理技術者を配置すること(法26条第2項)。
- 上記(1)～(10)の条件を満たしていても、設計書等の条件を満たしていないとき、また提出を求めた書類等について提出がない場合には競争参加資格はないものとする。

3. 競争見積手続等

- 担当窓口(施工管理)
名称：全国農業協同組合連合会 東北広域施設事業所 秋田施設事務所
住所：秋田県秋田市寺内字大小路207-24
電話：018-880-2311
施工管理担当者：渡部 巖
補助者：武藤 隆晏
- 競争見積説明書の交付期間、場所及び方法
ア. 期間：令和8年8月5日(水)～令和8年8月20日(木)
土日祝祭日を除く9時～16時
イ. 場所：全国農業協同組合連合会 東北広域施設事業所 秋田施設事務所
ウ. 電話：018-880-2311
- 一般競争見積参加資格申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法
ア. 期限：令和8年8月20日(木) 16時まで
イ. 場所：全国農業協同組合連合会 東北広域施設事業所 秋田施設事務所
ウ. 方法：上記場所に持参のこと。
- 競争見積参加資格確認通知書の提出日時、場所及び方法
ア. 日時：令和8年8月24日(月) 17時まで
イ. 方法：書面(FAX送信又はメール)をもって通知する。
- 現場説明会
ア. 日時：令和8年8月25日(火)
イ. 方法：現場説明会は行わない。各社に資料配布を行い、必要に応じて現場確認は各社で行う。
- 見積設計仕様書・標準見積書の提出日時、場所及び方法
ア. 期限：令和8年9月4日(金) 15時まで
イ. 場所：全国農業協同組合連合会 東北広域施設事業所 秋田施設事務所
ウ. 方法：上記場所に持参のこと。
- 競争見積の日時及び場所並びに見積書の提出方法
ア. 日時：令和8年9月11日(金) ※詳細は決定次第連絡とする。
イ. 場所：JA秋田おぼこ 総合本部
ウ. 住所：秋田県大仙市佐野町5-5

4. 見積の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のおこなった見積、申請書、参加資格確認資料、見積設計仕様書、標準見積書に虚偽の記載をした者のおこなった見積及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

5. 落札者の決定方法

目標価額の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な見積を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の見積価額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、または、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる時は、目標価額の制限の範囲内の価額をもって見積した他の者のうち最低の価額をもって見積した者を落札者とする場合がある。

6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てをおこなうことが出来る。

7. その他

詳細は競争見積説明書による。